

新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等指定管理者 令和2年度事業計画書

「新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅の指定管理に関する基本協定書」「新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅の指定管理に関する年度協定書」に従い、「新潟市歴史博物館条例」「新潟市歴史博物館条例施行規則」「旧新潟税関庁舎等管理条例」「新潟市文化財旧小澤家住宅条例」及び「新潟市文化財旧小澤家住宅条例施行規則」を遵守し、新潟市の示す「新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅の管理運営の基本理念と特性」の具現化に向けて鋭意努力します。

新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等

1 管理・運営に関する基本理念・方針等

(1) 基本理念

資料の収集・保存や調査・研究によって新潟市の歴史的特性を明らかにし、展示や普及活動を通じて情報を発信します。そして、市民とともに地域認識を深め、市民に歴史や文化を題材とした多様な活動の機会や場を提供します。また、市民や利用者が、地域や博物館の情報や歴史資料に対して抱く疑問や意見について受け止め、博物館を市民や利用者との情報交換や交流を通じて新たな歴史を発見する場とします。

(2) 管理運営方針

新潟市の文化施策に基づき、以下の方針に沿った運営を行います。

- ① 新潟市域の歴史的特性を明らかにします。
- ② 市民の歴史に対する理解を深めます。
- ③ 歴史を媒体とした市民交流を行います。
- ④ 市民の活動に寄与します。
- ⑤ 文化財を保存・活用します。

2 運営に関する業務

博物館の利用を促進するため、以下の業務を行います。

(1) 博物館の利用促進、集客対策

- ① 魅力ある博物館を創造します。
- ② 効果的な広報・宣伝を行います。
- ③ 新たな来館者を開拓します。
- ④ 館を活用するイベントを開催します。
- ⑤ 博物館施設の積極的な貸し出しを行います。

(2) 来館者の満足度の向上

- ① 来館者の受付案内のために専任の受付職員を配し、来館者のニーズに対応できるよう努めます。
- ② 電話対応・展示解説，受付対応など各種マニュアルを作成します。

(3) 来館者の苦情や要望を生かした質の高いサービスの提供

博物館に対する要望，苦情は，その場対応を原則に速やかに対応することを基本とします。また，来館者アンケート調査において，満足度70%以上を目指します。

3 文化事業に関する業務

地域の歴史情報を市民に発信し，市民の歴史文化の創造・振興活動に寄与する以下の事業を行います。

(1) 展示運営更新

常設展示室の改良・充実を図ります。

(2) 企画展示事業

市民に身近な題材や市民にとって興味深い資料・地域等をテーマとした展示を行います。

① 「いっぴん」展

- ・開催期間 令和2年4月11日～6月7日 50日間
- ・みなとびあの収蔵品の中から各学芸員がおすすめる「いっぴん」を選び，見どころとともに紹介します。

② 「潟のくらし」展

- ・開催期間 令和2年7月11日～8月23日 38日間
- ・新潟市域の潟や周辺の低湿地を活かしつつ営んできた先人の暮らしを振り返るとともに，潟をめぐる歴史・生物・地質等各分野の知見を紹介します。

③ 第17回むかしのくらし展「新潟の昭和」

- ・開催期間 令和2年9月12日～11月3日 47日間
- ・令和へと改元され，子どもたちにとっては遠い過去の時代となった昭和を取り上げ，その時代の新潟の人々の暮らしや風俗，町の様子などを紹介します。

④ 収蔵品展・新収蔵品展

- ・開催期間 令和3年2月13日～3月28日 36日間
- ・館収蔵資料を効果的に公開するため，テーマを設けて資料を紹介する収蔵品展と，令和2年度に新たに受け入れた資料を紹介する新収蔵品展を開催します。

(3) 教育普及事業

新潟市の歴史文化への市民の関心や興味のニーズに対応するため、ボランティアなどの人やモノ、情報などの資源を活用して、市民へ歴史に関するさまざまなサービスの提供や、学校等の教育活動を提案するとともに、レファレンス用開架図書の実充をはかります。

① 体験の広場事業

体験の広場は、実物資料に触れ、手作業で物を作るなど、展示室の見学では伝わらない事柄を、体験を通じて理解できる場です。小学生や家族連れを主な対象として、「つかう」、「しらべる」、「つくる」という機能を持つ、3つの広場「昔のくらしに触れる場」、「情報学習の場」、「創作活動の場」での各種の体験プログラムを、土・日・祝日を中心に開催します。また、夏休み向けの体験や大人を対象とした体験プログラムなど、対象を設定した体験プログラムも織り交ぜて行きます。

② 講座事業

市民に地域の歴史に関心をもってもらえるよう各種講座を実施します。学芸員の調査・研究を発表する「博物館講座（年9回程度）」、近世の古文書を教材に古文書を読むための基礎を学ぶ「古文書入門講座（全4回）」、最新鋭の研究成果を館長のコーディネートで学ぶ「館長講座（全4回）」など幅広い年齢層や個別のニーズに対応した各種講座を開催します。

③ 博学連携事業

学校の利用に際して、学校・学年・カリキュラムに合わせて、解説やワークシート、レファレンスなどで対応します。

大学と連携して行っている学芸員の寄附講義も継続して協力するとともに、大学の調査研究への参加や博物館を活用した大学との共同研究を推進するなど連携を深めていきます。また、夏期集中と通年の博物館実習生の受け入れについても継続し、館運営と学芸員実務を含めた実習を実施して、大学での学芸員養成に協力します。

④ 情報ライブラリー

約5万冊におよぶ博物館所蔵書籍の閲覧が可能な情報ライブラリーでは、今後も、購入や交換によって蔵書を充実させ、館の調査研究や市民の地域の歴史研究に役立つようにします。

司書・学芸員によるレファレンス対応も、蔵書や歴史情報システムを整備して、迅速に行えるようにします。また、既存映像を整理してデータ化し、来館者が閲覧可能な映像ソフトを増やします。

⑤ ボランティア事業

常設展示解説、敷地解説、体験の広場プログラムでのボランティア活動を支

援するとともに、館の顔としてスキルアップを図ります。今後は、ボランティアの組織を強化し、自立的に活発な活動ができるようにし、館及び来館者との交流を深めていきます。また新規にボランティアとして活動したいと希望する人々の養成を行います。

(4) 施設普及事業

博物館の活動を広く市民に知ってもらうため、リーフレット等の出版物を作成し、新聞・雑誌等を通じて館の広報活動を行うとともに、以下の事業を実施し、博物館の利用推進を図ります。

① 広報

博物館等の施設の魅力や研究成果を、市民や観光客に伝え、来館につなげるために重要な広報・宣伝活動を行います。広報費が何倍にも効果を生むよう、マスメディアの活用方法に工夫し、集客につなげます。

② 地域連携

地元市民団体と協働、連携し「堀とさくらのコンサート」「川祭り」「夕涼みコンサート」等さまざまなイベントを開催し、博物館の魅力を大勢の市民に発信します。

③ みなとびあファンクラブ

「みなとびあファンクラブ」会員を対象とした展示解説会・館長との歴史探訪ツアー・学芸員との歴史探訪まちあるきなどを行い、館との交流を深める活動を通じて、博物館のよき理解者となるファンクラブを育てていきます。

④ 歴史・文化活動に関する施設貸出利用の支援

歴史・文化活動において、他団体が企画展示室やセミナー室を利用する際、適切な施設運用が図れるよう支援します。

(5) 調査研究事業

市民の関心を呼び起こすテーマの探求や博物館活動の発展のために、調査研究活動を行います。令和2年度も昨年度に引き続き、当館の基本テーマである「湊と湊町」「低 湿地のくらし」についての調査を重点的に行います。また、テーマ研究や新潟市の歴史文化に関する学芸員の専門的な成果を、市民に報告・還元し、広く評価を受けるため、研究紀要を刊行します。

(6) 資料整理事業

歴史・民俗・美術・図書等の寄贈を受けた資料や購入した資料を長期的に保存・活用することを目的に、以下の事業を行います。

① 保存環境管理

歴史資料を長期保存するための環境整備を行います。博物館収蔵庫、石庫、旧木場小学校、板井保育園等に所蔵する資料が、少しでもよりよい状況で保存できるように収蔵施設及び展示設備の環境改善に努めます。また、市内のほかの収蔵施設と協力します。

② 資料収集整理

地域の歴史を語る資料を収集するとともに、資料を管理するための基礎的データや資料活用するための詳細情報を調査・記録そしてデータベース化するとともに、資料の養生を行います。

(7) 他館連携活動

当館の学芸員の専門性や学識を活かし、市域の歴史系博物館・資料館の資料収集・保存、展示や教育普及活動について助言・協力をを行います。

また、震災等に伴う文化財レスキューについては、関係する博物館や施設との連携を図りながら対応します。

4 施設管理に関する業務

市民に親しまれる博物館を目指して、利用者へのサービスの向上に努め、歴史博物館及び旧新潟税関庁舎等の管理運営を行います。

(1) 歴史博物館及び旧新潟税関庁舎等管理事業

① 建築物、設備及び機器類の管理においては、日常点検、法定点検、定期点検を確実にを行い、常に安全で快適、かつ、清潔な環境を保持するため環境衛生管理、環境測定、清掃、植栽管理等を計画的に実施し、利用者が快適に過ごせる環境整備に努めます。

② 旧新潟税関庁舎においては、耐震補強工事、防災設備増設等の工事を終え、平成31年1月12日から再公開をしています。重要文化財で文化庁所管の国有財産であること、立地する敷地が史跡旧新潟税関として指定されていること、また、旧第四銀行住吉町支店の管理においては登録文化財であることを踏まえ、引き続き関係法令及び国、県、市の文化財保護行政（「旧新潟税関庁舎等保存管理・活用計画」など）に留意し、信濃川左岸緑地も加えた敷地内の一体的な環境整備に努め、本物が持つ歴史の重みを学ぶ場として尊重されるよう建物の維持・保存管理に努めます。

③ 災害等事故の場合には応急処置を行うとともに、普段からの危険箇所、危険行為の早期発見と対処に努め、事故により管理業務の執行が困難になったとき、またはその恐れのある時は、ただちにその状況を市に報告し、指示を受けます。